

令和 2 年

## 第 2 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和 2 年 3 月 2 7 日

閉会：令和 2 年 3 月 2 7 日

福岡県東峰村議会

## 令和2年 第2回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和2年3月27日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和2年3月27日 9時30分  
議長 佐々木 紀嘉  
閉会日時及び宣告 令和2年3月27日 11時31分  
議長 佐々木 紀嘉

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

10名

### 欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁谷 博 昭	副 村 長	高 橋 英 治
教 育 長	佐々木 孝		
総務課長	眞 田 秀 樹	企画政策課長	日 野 正
住民税務課長	室 井 英 信	農林観光課長	梶 原 浩 二
保健福祉課長	岩 橋 一 成	建設水道課長	大 塚 健 司
教育課長	伊 藤 勝 枝	災害対策室長	野 寄 和 秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	城 辰也		

村長提出議案の題目

議案第 1 6 号	第 2 次東峰村総合計画「後期基本計画」の策定について
議案第 1 7 号	第 2 期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略の策定について
議案第 1 8 号	東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について
議案第 1 9 号	東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について
議案第 2 0 号	工事請負変更契約の締結について
議案第 2 1 号	工事請負変更契約の締結について
議案第 2 2 号	工事請負変更契約の締結について
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 2 1 条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則 1 2 5 条）

2 番 梶原光春議員      3 番 黒川隆康議員

## 第2回 東峰村議会臨時会会議録

令和2年3月27日開会  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和2年 第2回東峰村議会臨時会議事日程

令和2年3月27日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案上程報告
- 日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 5 議案第16号 第2次東峰村総合計画「後期基本計画」の策定について
- 日程第 6 議案第17号 第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略の策定について
- 日程第 7 議案第18号 東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第19号 東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第20号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第21号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 議案第22号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
- 日程第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）

開 会	
議 長	<p>おはようございます。  ただ今の出席議員数は、10名です。  定足数に達しておりますので、令和2年第2回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、  2番 梶原光春議員、3番 黒川隆康議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。  本臨時会の会期は、本日3月27日の1日間としたいと思います。  お諮りいたします。  これに、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。  事務局長  (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。  村長</p>
村 長	<p>改めまして、皆さんおはようございます。  本日、ここに、令和2年第2回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。  さて、中国武漢市から拡散した新型コロナウイルス感染症は、世界中で50万人を超える大流行となり、本年に開催が予定されておりました東京オリンピックも延期の報道等がっております。また、昨日も47人の感染者を出した東京都におきましては、小池知事が感染爆発を防ぐために、週末・夜間の外出自粛を要請するなど、事実上の緊急事態宣言とも受け取れる発表をするなど、社会活動や経済活動においても様々な大きな影響が出ております。本村も一昨日の3月25日には、第6回目の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の方針等を確認したところです。  いずれにいたしましても村民の皆様には、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願いいたしますとともに、本村での感染発生の防止に万全を期したいと考えているところであります。また、日田彦山線復旧に関しましては、一昨日の3月25日及び26日の2日間、福岡県議会においては多数の村議の方に傍聴に行ってください、東峰村の決意を表していただき感謝を申し上げます。  そのような中、知事は、復旧方法についての年度内での決断は難しいと表明するに至っております。本村といたしましては、福岡県議会の動向を注視し、今後の対応等</p>

を考えていきたいと思っるところであります。

それでは、本臨時会に執行部から提案をしております、議案等について説明を申し上げます。

本臨時会には、計画の策定について2件、指定管理者の指定について2件、工事請負変更契約の締結について3件、専決処分の承認について2件、計9件の議案を提出申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第16号、第2次東峰村総合計画「後期基本計画」の策定につきましては、平成27年3月策定の第2次東峰村総合計画の後期基本計画を策定するもので、平成29年7月九州北部豪雨災害を受け復旧・復興に係る施設を包括する総合計画として令和2年度から6年度までの5カ年を対象とするものです。

議案第17号、第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略の策定につきましては、令和2年度からを第2期とする「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定を受け、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものです。

議案第18号、東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」指定管理者の指定につきましては、ポーン太の森キャンプ場の指定管理者が指定期間の満了前の令和2年3月末をもって指定の取り消しを申し出たことにより、新たに指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第19号、東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定につきましては、特別養護老人ホーム宝珠の郷の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第20号、工事請負変更契約の締結につきましては、平成30年発生災害、農地・農業用施設災害復旧工事（小石原（天ヶ谷））の変更契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第21号、工事請負変更契約の締結につきましては、古民家ゲストハウス建築工事の変更契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第22号、工事請負変更契約の締結につきましては、農家レストラン・農産加工施設新築工事の変更契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、松ヶ平川河川災害復旧工事の変更契約について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、宝珠山川河川災害復旧工事の変更契約について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

議 長	以上で、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第16号「第2次東峰村総合計画「後期基本計画」の策定について」

	<p>を、議題といたします。  補足説明を担当課長に求めます。  企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>2ページをお願いいたします。  議案第16号「第2次東峰村総合計画「後期基本計画」の策定について」  第2次東峰村総合計画「後期基本計画」を別紙のとおり策定したいので、東峰村議会基本条例第10条の規定に基づき、議会の議決を求める。  令和2年3月27日提出、東峰村長名です。  提案理由、平成29年7月九州北部豪雨災害を受け復旧・復興に係る施策を包括する総合計画として令和2年度から令和6年度までの5カ年を対象とする後期基本計画を策定するものである。  以前全協のほうで説明を総合計画では申し上げたところですが、その後審議会が行われております。審議会の中で修正等が出た部分についてご説明をしたいと思います。  総合計画の10ページをお願いいたします。  赤字で表示したものが審議会での指摘事項により修正されたものでございます。  畜産の振興、有機農業の推進・連携とあるが、具体的内容は何かというようなことで、堆肥生産等に関する取り組みを想定しているということで、有機農業との連携というのを入れております。  それから、12ページをお願いいたします。  1の2、商工業の振興、現状と課題の中段にある句点の表記とその前後の文章が分かりにくいということで、以下のように文章のほうを修正しております。  13ページをお願いいたします。  青文字で書かれた文章につきましては、全協の中での指摘事項でございます。  小規模企業振興基本条例に係る振興策が記載されていないが、位置付けられているものはないかということで、小規模企業の振興支援というものを加えております。  以上が、前回説明からの修正箇所でございます。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。  議案第16号「第2次東峰村総合計画「後期基本計画」の策定について」  これから、質疑を行います。  質疑はありませんか。  6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>総合計画の29ページ、住宅の整備というのがあります。  これは、私常々言ってきておりますけど、今、本村に本当に移って来たり定住したりとかいう方々がたくさんおられますけれども、本当に住むところがないということを再三申し上げております。  それです、こういうふうにせつかく、机上の計算でやったのかどうか分かりませんが、これはやはり一番最初に私は手掛けていただきたいと考えております。  なぜかと言うと、私の知ってる人でも今年、先日赤ちゃんが生まれましたけれども、赤ちゃんが生まれたら必ず東峰村に来ると宣言をしておる人がおられます。そういう人がおると言うことは、非常に東峰村としては喜ばしいことですので、ぜひともやはりこの住宅の整備、宅地の整備というのは、重点的にやっていただきたいと考えております。いかがでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>ご指摘をいただいたところにつきましては、重々承知をしております。</p>



	議員のほうから良いご提案をいただきましたので、今後につきましてこの住宅の問題、具体的に動かしていきたいと思っておりますので、今後につきましてはご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。
議 長	他に質疑はありませんか。 7番 長澤貞義議員
7 番	39ページ、幼児・学校教育の充実でございますが、昨今のコロナの感染予防のために学校も休校となっておりますが、小石原地区におきましては、子どもたちの遊ぶ場所がないという現状でございます。 この基本計画、総合計画の中にそういったことは考えられてないのか、子どもたちの遊ぶ場所。なぜかと言いますと、ここに書いているとおり、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であるということを書かれております。子どもたちが遊ぶことに一生懸命になることによってですね、自然とそういった人間形成にも繋がっていくのではないのでしょうか。そこをどう考えておるかお願ひします。
議 長	教育長
教 育 長	35ページをご覧ください。 その中に子育て活動の推進というところに、自然環境を活かした子どものための遊び場や親子の交流の場づくりというようなことで示しておりますので、全くないということではなくて、今後考えていきたいと思ひます。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし) 賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第16号「第2次東峰村総合計画「後期基本計画」の策定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願ひします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第17号「第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略の策定について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 企画政策課長
企画政策課長	議案第17号「第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略の策定について」 第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略を別紙のとおり策定したいので、東峰村議会基本条例第10条の規定により、議会の議決を求めます。 令和2年3月27日提出、東峰村長名。 提案理由、令和2年度からを第2期とするまち・ひと・しごと創生基本方針2019の閣議決定を受け、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものである。 東峰村まち・ひと・しごと総合戦略の6ページをお願ひいたします。

	<p>審議会により指摘された事項として、赤文字で修正をしておりますが、目標値に対する表記として、何人の減少抑制といった記載がされておりましたが、減少というネガティブな表現よりも、予測に対して何人の増加といった表記のほうが適切ではないかというご意見の中で、このように推計値に対して何人の増加といった形での表記に変えております。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>下のほうの1) 農林産物を活用した新たな商品開発、商品開発のイメージ案にジビエカーの表記があるが、小石原小学校跡地活用における食肉加工施設の関係はあるのかというような、これは議会からのご質問の中で、ジビエカーは取り組みイメージの一例で示していたものですので、村内で進めている事業との連携の意味も含めてジビエカーの表記を、獣肉加工処理施設等に変更しております。</p> <p>それから、17ページをお願いいたします。</p> <p>9) 保育環境の充実の取り組み内容に関して、食に関する記述だけになっているため、村の支援を活かした視点等により充実させる視点を追加することといったご意見で、保育環境の充実の取り組み内容2つ目に関して、方向性を追加したものに修正をしたものでございます。</p> <p>同じページで、小石原保育園の子どもの数が減っており、今後経営が厳しくなってくる可能性がある。現状の保育環境を維持できるよう村の支援に関する視点を入れる必要がある。といったところで、質問で、保育環境の充実の取り組み内容に関して、村内の保育施設に対する支援の内容を追記しております。</p> <p>26ページ以降でございますが、データ等に関して出典元があれば明記をすることといったことで、以下ずっとグラフ等につきましては、出典元等の明記をしております。</p> <p>以上が、前回説明後の修正箇所でございます。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第17号「第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略の策定について」</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>まち・ひと・しごとの総合戦略の8ページをお願いします。</p> <p>1) の農産物を活用した新たな商品開発ということで、下から3行目、商品開発や販路拡大を進めるコーディネーターの招聘を行うとともにあります。これ、いつものことでございます。</p> <p>こういうふうですね、よそから来てもらうのは結構なんですけれども、やはり村のことは村の人たちに任せるというふうな、私は考えをしてもらいたいと思っております。</p> <p>なぜかと言うと、この下にあります。生産者との連携体制を構築した上でということが、非常にこれは、私は一番大事だと思っております。</p> <p>やはり生産者は村の人、コーディネーターが外から入ってきているんなことを言う、それでなかなか前に進まないというのは、今までのやってきた中で、ほとんどそういうふうなことが多々あっておると思います。</p> <p>ですからですね、やはりこのコーディネーターを招聘する前に、やはり村内の生産者、村内の人たちにやはり声をかけて先にそちらを動かして、そちらでどうしても動かないときは外部から招聘するというふうな考えはいかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	村内の生産者との連携、これは当然図っていかなければなりません。そういった中

	で外部の人たちのご意見も踏まえながら商品開発を進めていきたいと、そのように考えております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>全般的なことについてお伺いしたいと思います。</p> <p>先般の全員協議会の折にも、この総合戦略の見直し方針等の説明がありました。</p> <p>その総合戦略の現状の課題ということで、課題の3ですね、村の人口動向の現状や総合戦略における各施策の事業の実施状況が、行政職員を含むステークホルダーに十分認識されていなかった、という部分であったり、課題の2番、移住希望者や新規就農者、子育て世代への支援が一連の繋がりを生み出せていないという部分、1についても同じようなことが言えると思うんですけども。</p> <p>何が言いたいかと言いますと、要は、住民の方への意見聴取ですね、この5年間やってきた総合戦略がどうだったのか、どう活かされたのか、というヒアリングであったりアンケート、検証がしっかりと行われたのかということと、全員協議会の折にもパブリックコメントを実施したけれども、意見はゼロだったという部分で、本当にこの総合戦略が作って実施されるにあたって、住民の方々が理解できる形、要は、一緒になって実行していく形になるのかという部分、すごく疑問を感じます。</p> <p>前々からやはり、この住民の方々とどうやって実施していくのかという部分、課題であったかと思えます。いろいろ地方創生の事業を行うにあたって、事業を実施するけれども、それは役場が決めたことやけんという部分をよくよく耳にします。</p> <p>質問を整理いたしますと、今回この総合戦略策定にあたって、どのように住民の方の意見を吸い上げたのか、どういうふうになんが実施されるのか。その中の特に至っては移住者、子育て世代、特にこの総合戦略の村長のあいさつの中にも終盤のほうにですね、新たな活力を見込む村づくりとして、村に活力を生み出すことが期待される子育て世代や、という形でも言及されております。そういった方々にどういうふうになんがヒアリングを行ったのか、その点について、まずお伺いいたします。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>住民の意見をというところでですね、まず作業部会を行いまして、住民参加の中で作業部会等で行っております。また、審議会につきましても、そういった住民の方に入ってくださいというふうな形で、パブリックコメント等につきましても意見がなかったというような状況ではございます。意見を聞く場と言いましたら、もうそういった委員会の場というふうな形でございました。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ここの総合戦略に書いてある内容が悪いとか、そういう意見ではないので、一応言っておきますけれども。</p> <p>やはりもっともっと現実迫って必要な問題というのがもっとあったんじゃないかなと、僕は思います。先ほど長澤議員のほうからも、やはり子育て世代、今困っていることとして、そういう公園であったり遊び場がないという現状も、1つ大きく大きな声として聞いている部分あります。</p> <p>それ以外にもいろいろ子育て世代の方々困っている部分というのは多くある中で、今回上がってきている内容以外の部分をやはり吸い上げる必要があったんじゃないかなと思います。</p> <p>面々の方をどうこう言うという部分はあんまり避けたいんですけども、やはり作業部会の方々を見てても、村内に住まれている方が半分しかいない状況だったりしますよね。</p> <p>だから村内のことは分からないとは全然言いたくはないんですけども、やはり限られた人数だけで今回この総合戦略を組まれているので、もっともっと必要な部分と</p>

	<p>というのは、この総合戦略外でも実施していかないと移住者が増えていかない、子育て世代の方々各村外に流出するという部分もあるんじゃないかなと思っております。</p> <p>そこで、あまりヒアリングを行ってないということなので、それ以降どう聞いてもしょうがないですけれども、その辺の移住者であったり子育て世代のヒアリングというのをもう少し行っていただきたいと思います。</p> <p>特に移住者のほうについては、いろいろ聞く中で、やはり移住してきたけれども、村内、要は、行政としての対応が悪いという話もよく聞きます。</p> <p>村の中に住んでたらあたり前って思われているので、なかなかあたり前の部分を説明していただけないことがあるとか、それは日常生活にあって、なかなかその移住者を受け入れるという体制が整ってないという部分で、地域の人たちもどういうふうに移住者の方、対応すればいいのかというのも半信半疑の部分もあったりして、なかなか移住者の満足度というのは高まってないんじゃないかなと。</p> <p>そういった部分もやはり総合戦略作っていく中で、ヒアリングすべきだったのではないかなと思いますが、今度は移住者の部分についてお伺いします。移住者についても、何かヒアリングは行わなかったんでしょうか。</p>
議長	高橋議員、質問の内容は、最後の部分の移住者。 企画政策課長
企画政策課長	移住者の方に個別に、そういった意見を聴取ということはやっておりません。 今後そういった計画の際にはですね、そういった点も注意しながら考えていきたいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>最後に、ぜひ、いろいろ実施するにあたって、ぜひ、関係する、要は、ここに書いてあるステークホルダーと言われる方々にしっかりとヒアリングして、事業実施を行っていただきたいなと思う限りです。</p> <p>ですので、もうできてしまっているの、どうこうできませんけれども、もっともこの大きな施策以外にも、追加できるものがあれば総合戦略にどんどん追加していける仕組みをですね、この計画進めながらしていただきたいと思うところ、最後に村長からもしお言葉をいただければという。</p> <p>あと、最後の質問であれなんですけど、2ページ目のSDGsですね、先般から県議会に傍聴行く中で、公明党の県議団のほうからも、東峰村ではSDGsを推進しているという部分言及いただいて、東峰村としても鼻高々な部分はあるんですけども、ちょっとSDGsを書いているわりにはSDGsの中身にふれていない節がすごく強くてですね、このSDGsを推進していくという部分がどういうふうはこの総合戦略に折り込まれているのか。基本的にSDGsを推進する場合は、この1から17までの大きな目標の部分、例えば、主要施策の1では、その1から17の何番と何番を中心にやってますよという部分明示したりするんですけども、そこもないんですよ。</p> <p>看板にはSDGsを推進していきますと書いてあって、どこがどうSDGsを推進しているのかというのが、ちょっとよく分かりません。SDGsがどういうふうこの総合戦略で推進されていくのかと、先ほど言いました総合戦略、これで可決されると進んでいきますけれども、必要なことを追加していく余地があるのかどうか、この2点についてお伺いいたします。</p>
議長	村長
村長	審議員あたりの中に移住者等の方が入っていなかったということもあります。そのところにつきましてはですね、また移住者等の皆さんが集まった中でいろんなご意見を聞く機会を今後持っていきたいと思っております。

	<p>それから、SDGsの話でございますけれども、なかなか難しい話でございますので、私も深くは認識をしておりません。</p> <p>いずれにいたしましても、これは世界的な目標値でございますので、今後こういったものを注視しながら、政策等には取り組んでまいりたいと思っております。</p>
議 長	<p>村長、必要な部分の追加はできるかは、答えた。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>そういった形で必要な部分があればですね、追加することはできますので、ご理解をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	<p>8番 大蔵久徳議員</p>
8 番	<p>全協の折に総合計画、総合戦略について説明がありました。その中で、やはり総花的なことじゃなくって、いくつか項目に絞って今回作ったんだという説明がありました。</p> <p>そういった中で、この人口ビジョン、厳しい見方だと思います。この中で、いくつか項目がある中で、重点項目と言えどどういう項目になるのかお聞きします。</p>
議 長	<p>副村長</p>
副 村 長	<p>総合戦略の中にですね、6ページ、7ページでございますけれども、基本目標が1から5まで掲げられております。その中でですね、主要施策ということで①から⑩まであるわけでございます。</p> <p>その中で重点施策はということでございますけれども、なかなかですね、この中でじゃあどれが優先順位が高いのかというところまでは付けておりません。我々としては重要なものをですね、挙げていった結果がこの10点でございますので、この10点すべて重要だということですね、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛祝議員</p>
6 番	<p>先日全協のときにいただきました資料3というものがあると思います。これは農林観光課も持っていますかね、持っていない。</p> <p>ちょっと農林観光課のほうに聞いたかったんですけども、持っていないならいいです。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第17号「第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略の策定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第18号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森</p>

	<p>キャンプ場」の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>議案第18号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について」</p> <p>次のとおり東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和2年3月27日提出、東峰村長。</p> <p>指定管理施設の名称及び所在</p> <p>名称は、東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」。</p> <p>所在は、東峰村大字小石原鼓1633番地。</p> <p>指定管理者は、東峰村大字福井1405番地 グリーンジャンボで、代表者は田中竜馬氏でございます。</p> <p>指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。</p> <p>提案理由といたしまして、令和2年4月1日からの東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者を指定する必要があるためでございます。</p> <p>経過につきましては、村長の提案理由で説明したとおりでございます。</p> <p>また、指定管理者の募集にあたりましては、本年1月7日から2月14日まで公募を行っております。</p> <p>公募の結果、3団体から応募があり、3月18日に指定管理者の選定委員会、8名の委員中7名の出席を得て審議を行っております。その結果を踏まえての、今回の提案でございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第18号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4番	<p>この鼓の里の指定につきましてははですね、私よりも村長が一番ご存じではないかと思う。</p> <p>元々合併する前からですね、このポーン太の森はありまして、いろいろな問題がありまして、庁舎を小石原のほうに、大字小石原に移すということで、鼓については寂しくなるということからですね、鼓に何かしなきゃならんというような問題もございまして、鼓の方々にこのポーン太の森、小学校の跡を改造しまして、そして鼓の住民に提供したわけです。</p> <p>そして最近はどうにかこうにか、なんか私どもについては、はっきり運営が分からないんですけどね、今回するのは株式会社か何か名簿をね、どういう方々がやるのか名簿は提出されないんですか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>ちょっと反問権を使わせていただきます。</p> <p>鼓の里を運営している有限会社の名簿かポーン太の森をする名簿。</p> <p>ポーン太の森をですね。</p> <p>それでは、その団体名のですね、名簿等は農林観光課長より説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>

農林観光課長	<p>今回提案しておりますこのグリーンジャンボという団体ですが、議案書のとおり大字福井に在住の方でございます。</p> <p>今回届けがっております役員の中には、大字小石原に在住の方2名の役員の名前と宝珠山地区に在住の方の1名の名前、その3名の方が役員として連名で出されております。以上です。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>今、担当課長から説明いただきましたようにね、大字小石原ですか、鼓ですか2人、そして宝珠山の人が1人、こういうことですね。</p> <p>私は、当然ですね、元々鼓の方々に村は提供してやったわけですね。だから、この人たちが、鼓の人たちがもう必要ないと、やっても赤字だというようなことになればですね、指定管理料を払わなくて自分たちでやると。</p> <p>私は、そうしないとですね、指定管理料に甘えてやってるから、次から次に経営が成り立たない。私どもはですね、商売やってるけど、何一つ人から貰わん、自分で努力やっているわけです。そしてなんとかですね、飯を食っていけるような状況にあるわけです。</p> <p>だから、今後ですね、今後こういうところに指定管理料を払っていく。次から次に建物は建っております。そうしますと村長、どんどん、どんどん指定管理料が膨れ上がってですね、村は倒産すると。</p> <p>だから、古いものはやっぱり自分で、指定管理料を払わないで自分でやっぱり商売やっていくというような考え方はお持ちでございせんか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>泉議員のおっしゃるとおりですね、村としてもこの災害を受けまして非常に財政的にも厳しくなっている状況です。</p> <p>今回ご承知のように、竹棚田のゲストハウスとかですね、そういったところにつきましては、一般社団法人竹棚田というのを作らせていただいて、指定管理料なしでの運営を今やっております。</p> <p>それから、このポーン太の森につきましても、指定管理料というのはお支払いをいたしません。自分たちでやっていただくということで、今やっているところであります。</p> <p>泉議員のおっしゃることは十分承知しておりますので、今後につきましてはですね、そういった形でやっていきたいと思っておりますが、どうしても施設が大きくなりますと、電気の充電するキュービクルとかですね、あと浄化槽等が大きくなってまいりますので、その辺りについては今後考慮する必要もあるのかなと、現在思っているところであります。</p>
議 長	他に質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5 番	<p>この契約についてというよりは、指定管理の全体的な意味合いの部分でお聞きしたいと思います。</p> <p>今回指定管理者が任意団体ということになっているかと思いますが、その責任の所在ですね、大体株式会社であれば取締役、代表取締役という部分が責任の所在的な部分があるかと思うんですけども。</p> <p>この任意団体とかいう場合については、例えばその施設で何かあった場合といった場合に、どういうふうな責任のあり方になるのか、お尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	今回協定を結ぶ団体につきましては、法人格を持たないということにはなっております。

	<p>ただ、要件といたしましては、個人は駄目ということで、団体であることは選定の要件になっておりますので、その分についてはよろしいかと思いますが、実際その運営の中で誰が責任を持つかという、一義的には当然代表者となると思います。</p> <p>例えば何か事故等があったときの部分については、まず協定の中で建物上、甲と乙という話になりますが、当然その甲の責めに帰す場合と乙の責めに帰す場合というところで、当然責任の取り方については協定の中で謳うべきものということで解釈をしております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>続いて、一般質問を以前自分がした折に、今後村としての欠格事由であったり、その団体との契約のときにどういうふうな調査を行っているのかという質問もさせていただきました。</p> <p>今回の部分を取り上げて言うわけではありませんけれども、法人の場合は大体調査という部分できると思うんですが、こういう任意団体等が契約する場合に、調査等どのように行っているのか、税の収納関係であったり、あと欠格事由部分というのが、今回も含めどういうふうに行われているのか、お尋ねいたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>調査関係につきましては、当然仕様書と言いますか、参加の申請をするときに、一応その代表者の方の身分証明等を付けていただいております。</p> <p>税の滞納関係を言われましたが、税の滞納関係も当然滞納していないことという条項が要件でございます。</p> <p>これにつきましては、内容としては、団体として税の滞納がないことという条件になっておりますので、ただ、それが個人に及ぶかという部分については、今のところ個人にまでは及ばないというふうに解釈をしているところで、今のところはありまして、そういった部分はですね、当然必要書類ということで提出をいただいているところでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4番	<p>反対の討論を行います。</p> <p>私はですね、先ほども申し上げましたように、この鼓の里は何らですね、何ら村の役には立っていない。商売ですね、商売。</p> <p>そして、いつも私は言いますように、焼き物を売ったりやることは二極、小石原の焼き物は二極集中型でございます。片一方で売れば小石原が売れない、いうようなことであって一極集中型にやるべきだと。</p> <p>そしてポーン太の森については個人的な商売でございますので、村から指定管理料を払う必要はないという立場からですね、この議案第18号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について」、反対するものであります。</p>
議長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第18号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について」</p>



	<p>お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手をお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。          よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第19号「東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について」を、議題といたします。          補足説明を担当課長に求めます。          保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>5ページをお願いいたします。          議案第19号「東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について」          次のとおり東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により議会の議決を求める。          令和2年3月27日提出、東峰村長名です。          1. 指定管理施設の名称及び所在          名称 東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」          所在 東峰村大字福井942番地1          2. 指定管理者 朝倉市入地2262番地1          社会福祉法人 朝倉恵愛会 理事長 蓮池年民          3. 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで          提案理由といたしまして、東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和2年3月31日をもって終了するため提案させていただきたくものです。          なお、この案件につきましては、本来ですと3月の定例会におきまして上程させていただき議案でございました。大変申し訳ないと思っております。私の不手際、認識不足によりまして、今回の臨時会での提案になりましたことを深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。          ということで、提案をさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。          議案第19号「東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について」          質疑を行います。          質疑はありませんか。          5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>宝珠の郷について、20年を経過したかと思えます。          先般も空調等の大規模改修が必要になっているという話聞いておりますが、それ以外にも改修箇所、必要な箇所というのがどれだけ出てきているのか、何か今聞いている部分、あるいは今後この指定管理期間中に大規模改修が必要になってくるとは、何か検討があるのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>今、現時点におきましては、空調機の不具合が見られるということで、まだ、どういふふうな負担割とか、そういったことで実際に施工するというのはまだ決まっておりません。</p>

	<p>また、新年度ですけども、協議を踏まえながらやっていきたいというふうには、宝珠の郷さんとは話をいたしております。</p> <p>ただ、その他には、今のところ不具合というのは、私は今のところ聞いておりません。</p> <p>ただ、1点ですね、今年度にボーリング工事をされたいということで申請は上がってきておりました。ただ、このボーリング工事におきましては、宝珠の郷さんが独自にされるということで、一応模様替えではございませんけども、水道等の関係もございまして、そういった中で建設水道課のほうとも話をしておりますが、まだこの工事に至りましては、ちょっとまだ実際施工はされておられません。</p> <p>今のところにおきましては、この2点が改修と申しますか、模様替えも含めて、今宝珠の郷さんから上がってきているところでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>2番 梶原光春議員</p>
2番	<p>まず、宝珠の郷について、私が最初議員になったときに質問しましたが、東峰村の人たちの優先度が少ないと、待機が多いと。もちろん性格上にもよるんですけども、その辺の改良と言いますか、そういったところは現在どんなふうになっていますでしょうか。村の方の待機がどのくらいおるのか、それが1点。</p> <p>それから、当然理事等の、何年かにわたっては、当然理事も入れ替え、改選されると思いますけど、現在の理事名と給与をお知らせください。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>まず、優先順位ということでございますけれども、当然待機者の方がいらっしゃいます。以前からだと思えますけど、村の方をということでですね、優先的にというお話はあっているかと思えますが、そのやっぱり申し込まれた順番というのがございまして、ちょっとその辺りで、今詳しい手元に、申し訳ございません、数字がないのと、2点目のご質問に関しまして、理事の方それから給与面についても、ちょっと宝珠の郷さんから出してもらっているというのが、まだ今年度につきましては、実績として、当然年度実績としていただくわけですけれども、ちょっと手元に自分が持ち合わせておりませんので、実績をいただいた後に直近の数字ということでお示しすることはできますが、そういう形でもよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4番	<p>この施設管理料ですね、施設管理料でございますが、いわゆる村が建てたから施設管理料を払って、村のものだから施設管理料を払う。</p> <p>清和園については、自分で事業をやって運営をされておる、ですね。こっちは、私は先ほども言いますように、こっちは商売というか数も同じぐらい。こっちは指定管理料を貰うだけですね、何があるんですか、メリットというのはね。</p> <p>何年も貸しますということで指定管理料を払わなくても貸しますと言っていいんじゃないですか。</p> <p>片一方は、清和園辺りは、そんなら村の人もたくさん入っていますし、管理料を払わないかんじゃないですか。ここ辺りの調整ね、調整というのは、もう全く村が建てとるから管理料を払うわけでしょう。村が建てたから違うわけ、そこ辺りちょっと説明をお願いします。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>宝珠の郷さんにつきましては、指定管理料は一切払っておりません。</p> <p>経費として必要になるというのは、協定書のほうにも掲げておりますが、施設の改修等が発生した場合、この場合につきましては、1件につき130万円以上のものにつ</p>

	<p>いては、甲がですね、甲と申しますのは村でございますけども、村が負担をして改修をすると。130万円未満のものは宝珠の郷が改修を行うと。</p> <p>ただ、130万円を超えるものにつきましても、甲乙、宝珠の郷と村と協議のうえ決定するというにはなっておりますが、指定管理料については、今現在まで払っておりません。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>担当課長から申されますように、分かるんですけど。</p> <p>じゃあ、清和園がですね、130万円以上かかったときには村が負担してやっているのかと。ね、こっただけやって、言うならね、どういうメリットというたら言葉にあれやけどね、何のためになるのかというふうには私は思うんですけどね。</p> <p>片一方は経営自分の努力でやっとな、こっちは家まで建ててですね、貸しとるわけ。それから清和園辺りは家まで建てて、ちゃんとやっとなわけです。</p> <p>儲かってしょうがないじゃないですか、そういう今の宝珠の郷辺りは、そこ辺りというふうには考えとる。</p>
議長	<p>きちんとした内容を答弁してください。</p> <p>村長</p>
村長	<p>清和園と宝珠の郷の大きな違いといいますのは、民間の方が経営されているのが清和園、それから公設民営、先ほど泉議員言われますように、建物等につきましては公、つまり東峰村が建てて、それで経営は民間に頼んでいる。公設民営ということでございますけれども。</p> <p>そういった観点からですね、公の施設の維持補修等につきましては、やはり指定管理料等が発生をするというのはあるんですけども、先ほどの課長の答弁のように、この宝珠の郷については、指定管理料は払ってない。ただ、大規模修繕につきましては、130万円以上については、村のほうとの協議の中でやっているということでございます。</p> <p>泉議員言われるのは十分私も理解をするところでありますけれども、設立当初からのそういった関係でございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>私もですね、福祉施設は自分で経営をしております、福祉の施設の内容も十分分かっております。</p> <p>いうならですね、村がやってもですね、できるんです。簡単にできるんですね。こういう管理委託料やら払わなくてですね、村がやると、これはこれでいいんですけど、村がやるというような気持ちは、村長ございませんか。村が経営をやるというような気持ちはございませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっと即答は避けたいところでございますけれども。</p> <p>現実的にですね、今即断をしますと、そういったノウハウを村が持っておりません。当然、そういうノウハウを持った方を雇ってであれば村ができるのかなと、いうようには思っております。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第19号「東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第20号「工事請負変更契約の締結について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>6ページ目をお願いいたします。 議案第20号「工事請負変更契約の締結について」 H30災 農地・農業用施設災害復旧工事（小石原（天ヶ谷））について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。 令和2年3月27日提出、東峰村長名でございます。 契約の目的 H30災 農地・農業用施設災害復旧工事（小石原（天ヶ谷）） 契約の変更内容 原契約金額 4,268万円 変更後の契約金額 5,567万1千円 変更する額 1,299万1千円の増額、30.4%の増となっております。 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原962番地5 株式会社ヒタヤでございます。 工期につきましては、令和2年5月27日、工事の場所、朝倉郡東峰村大字小石原地内、工事の概要、農地3カ所、施設3カ所（ため池1カ所、水路2カ所）となっております。以上で終わります。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>事前に配布しております位置図の説明をさせていただきます。 こちらは天ヶ谷、大字小石原、小石原北区、原地区、天ヶ谷という地区でございます。こちらのため池の復旧を行ったところ地盤改良が軟弱であったため、当初の設計の約3倍の、これは試験をしてからの調査結果で、1㎡当たり165kの固める、固化する改良材を使用したことに伴いますことが、主な変更の増となっております。 なお、これは国の補助の対象でありまして、事前に1月に協議が終わり、2月の下旬に承認をいただいた後に変更指示を行い、今回の変更契約の上程とさせていただきます。以上であります。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。 議案第20号「工事請負変更契約の締結について」 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>先ほど、この土地が軟弱ということを言われました。私ども子どもの頃からここは軟弱ということを知っているんですね。なぜかと言うと、あの辺にちょっと田んぼをおやじが作っておいりましたので。 こういうふうな計画をするときに、設計する人はどういうふうな考えで設計してい</p>

	<p>るのがちょっと、いつもこういうふうには、後から軟弱だったとか、どこどこが手を加える必要があったとか、必ずそういうふうな話が出てくるんですね。</p> <p>こういう設計する人は大体どういうふうな考えで設計しているんですかね。これは、私に言わせれば設計者が自分で払わんと、正直言いたくなるような金額、そういうことなんです。設計する人は大体どういうふうな考えで、こういったものを最初設計するんですかね。これだけの金額が出るというのは。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>これは国の補助対象事業ということでございまして、こちらは災害査定を受けております。</p> <p>災害査定を設計するにあたりまして、この根拠となりますのが、基準の歩掛り、設計書等がございまして、この場合は、最少添加量は50kg、1㎡当たり50kを使用するということが書かれております。</p> <p>これに基づきまして、今回の土質の改良対象ボリュームは、体積は3,500㎡でございまして。標準的に50kを標準とするというものに基づきまして設計をしております、この設計者はこの基準に基づいたものでございまして。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>それは分かるんですね。</p> <p>ですから、何でここまでの金額を、後から追加せなならんような設計をしたのかと、そこを聞きたいんです。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>こちらはため池ということでございまして、水を抜いて原地盤を調査するという形になります。こちらでも請負業者よりそうした申し出がございましたので、これは民間の機関ではございますが、土質試験の地盤調査を行っております。</p> <p>その設計に基づきまして、今回の50kから165kに変更ということで、その試験結果を基にしたところでございまして。</p> <p>議案書にございまして、30.4%の変更増ということでございまして、こちらにつきましては、農政局の査定それから財務のほうを経まして、国の補助対象ということで変更が認められているものでございまして。</p>
議長	7番 長澤貞義議員
7番	地盤改良剤というのはどういうものなのか、それと、それを打つことによって河川等の汚染等は発生しないのかを尋ねます。
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>こちらの固化剤につきましては、そうした自然界に影響のないものを使うということになっております。</p> <p>こちらにつきましてもセメント系の固化剤ということで、一般的な製品を使っているものでございまして。</p>
議長	他に質疑はありませんか。 4番 泉 守議員
4番	<p>あのね、課長、今説明されたようにですね、この一旦請ける、請けて契約した。これはそれぞれの専門の専門家が見積もりをしてですね、やってるわけです。もういかなることがあってもですね、こういう上限見積もり、何か別に村が建てるとかいうようなら別ばってん、この金額の中に値上げさせるというのは、今後あつてはならないことですよ。</p> <p>だから、そこらについてですね、答弁はせんでいいけど、絶対こういうことは、どの担当についてもですね、こういう一旦決めた値上げ、値上げというか増額をですね、再度これだけ値上げして変わったからしてくれとかいうことは通用しませんよ。</p>

	<p>それぞれ専門家が見積もりしたわけですよ。そして、これでやりますと言うた以上ね、またこれをするというようなことはね、あってはならないことです。</p> <p>だから、私は今回ね、それは今回仕方がないと思いますけど、今後やっぱりないようなことで、ぜひともやってほしいというふうに思っております。</p>
議長	<p>答弁はいいですか。</p> <p>災害対策室長</p>
災害対策室長	<p>答弁という形ではございませんが、先ほどの指数と申しますか、そのため池の中に重機が入って土工事等を行う場合に、それが沈下したりすることの改良で作業等が含まれておりますので、その数字を先ほどは申し上げております。</p> <p>やはり現場の状況ということが、やはり携わって調査したことによる場合がございますので、当初設計と異なる部分はそうしたことがあると思われま</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第20号「工事請負変更契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
休憩	
議長	<p>11時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時50分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時00分)</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第21号「工事請負変更契約の締結について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第21号「工事請負変更契約の締結について」</p> <p>古民家ゲストハウス建築工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和2年3月27日提出、村長名です。</p> <p>契約の目的 古民家ゲストハウス建築工事</p> <p>契約の変更内容</p> <p>原契約金額 6,490万円</p> <p>変更後の契約金額 6,715万5千円</p>

	<p>変更する額 225万5千円の増額です。</p> <p>契約の相手方 株式会社南里住建です。</p> <p>変更の理由といたしましては、本体の壁等を解体後に判明したもので、既存の柱、梁の腐食が見られたため、接ぎ直し及び建て直し、高さ調整の工事、それから、建物周りの既存の石垣の積み替えの補修を行ったものです。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第21号「工事請負変更契約の締結について」</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>昨日、この議案が出ていたので、ちらっと遠目からなんですけど拝見しに行ったんですが、未だでき上がりそうな感じには見えなかったんですけども、この建設自体、工期がいつなのか、いつまでにしなければならないのか、本当にでき上がるのか、その辺についてお伺いいたします。</p>
議長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>工期は3月31日、年度内でございます。</p> <p>早急に終わるように、業者のほうに指導は行っているところでございます。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>次の答えが大体想定はできるんですけども、3月31日までにできるふうには全く見えなかったんですけども、どうされるでしょうか。心配してのことです。</p> <p>要は、せっかくこの金額を使って建てております。もう工期がですね、6月から始まっていて、まだできてないということなんで、要はもう最終的に出納閉鎖までなってしまうと1年ぐらいかかることになるんですかね。</p> <p>南里住建さんもそんなに大きな会社じゃないので、企業的に本当に大丈夫でしょうかという部分踏まえて、もう一度お尋ねします。3月31日に本当にできるんですか。</p>
議長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>契約は3月31日となっておりますので、そういったことで事業実施をお願いしているところでございます。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>そう言わざるを得ないでしょうけども、3月31日に完成しなかった場合、どういう手続きになるのか、その手続き的な部分、最後にお尋ねします。</p> <p>できなくて、それでこの契約自体が成立するのか。</p> <p>ちなみにこの段階に入って、この契約変更が出てきているということは、もう確実に間に合わない話ですよ。そう言うしかないのかもしれないですけども、どうするのか、しっかり行政としての回答をお願いいたします。</p>
議長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>繰り返しになりますが、3月31日までに竣工をお願いしているという契約でございます。</p>
議長	<p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>関連です。</p> <p>先ほどから3月31日までに完成をお願いしている、お願いしていると言ってますけど、先ほど高橋議員が言われたように、できなかった場合はどうするんですか。この責任はどうするんですか。そこを答えてください。誰が責任とるんですか。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>行政の手続き上の話にはなりません。</p>

	<p>手続きにつきましては、現在この古民家ゲストハウスについては、繰越明許費の中で事業を行っております。もう3月31日に竣工という形をお願いしているという企画政策課長の答弁ではございますが、最悪工期をどうしても延ばさなければいけないという実情になったときの話の分になります。そういうときには事故繰越しという手続きを取って行うという形になります。</p> <p>これについて、この費用については、確か補正予算債等を借りております。これについては、もう同意はいただいておりますので、費用についての損失等が出るということではございませんので、そういった分についての手続きとしては、事故繰越しについては議決の案件ではございませんので、事業について、6月の定例会において繰越し説明書で説明を行うという手続きになるということでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>先ほどからね、3月31日ということを行ったときに、おそらくこれだろうと思っていたのに、いつまでも返答がなかったの、普通最初から繰越明許しますというふうに答えれば何の問題もないのにね、誰も責任とるわけでも何でもないとでしょう。だからそういうふうな3月31日ということをは切るから、こういうふうなことになるんですよ。</p> <p>だからそういったことの、今後ね、こういった金額を、先ほど高橋議員も言われたように、今この金額を出してきてるのに、でき上がるわけもないことを一生懸命業者をお願い。じゃあ、業者は何か責任とるんですか、できないと。そこを聞きたいです。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>このゲストハウスの関係につきましては、いろいろとご心配をおかけしているところでありますけれども、業者の責任といたしましては、1日も早く完成をさせていただくということで対応してまいりたいと思っております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>反対の立場から討論させていただきます。</p> <p>今回の工事請負契約の変更については、やはり工期が3月31日という部分設定しているにもかかわらず、3月27日に出てくるというふうな部分、そして、元々の工期自体は11月に完成予定だったにもかかわらずここまで工期が延びていて、かつ、この工期、延長した工期のギリギリになってこういうものが出てくるという部分に関して、やはり建設のマネジメント自体が成り立っていないとしか言いようがありません。</p> <p>よって、今後こういうことがないように含めまして、今回、この工事請負契約の締結については、反対させていただきます。</p>
議長	<p>賛成討論はありませんか。 4番 泉 守議員</p>
4番	<p>賛成討論を行います。</p> <p>工事請負締結変更について、議案第21号、古民家ゲストハウス建築工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東峰村条例第45号）第2条の規定により議会の議決を求める。</p>



	以上の件につきまして、賛成を求めます。
議 長	他に反対討論はありませんか。 ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第21号「工事請負変更契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第22号「工事請負変更契約の締結について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 企画政策課長
企画政策課長	議案第22号「工事請負変更契約の締結について」 農家レストラン・農産加工施設新築工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。 令和2年3月27日提出、村長名です。 契約の目的 農家レストラン・農産加工施設新築工事 契約の変更内容 原契約金額 4,818万円 変更後の契約金額 4,913万400円 変更する額 95万400円の増額です。 契約の相手方 株式会社 大藪組です。 変更の理由といたしまして、トイレサイン2カ所の追加、外部コンセント水栓、駐車場用外部コンセント3水栓をイベント時に使用するという事で追加しております。外構舗装としましてクラッシュラン事業、浄化槽周りに追加しております。以上です。
議 長	これより質疑、討論、採決を行います。 議案第22号「工事請負変更契約の締結について」 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員
6 番	今日ですね、新しい変更した紙を貰ったんですけども、以前を見てなければ別に何も言うことはないんですけども、以前のが、変更する額が5,668万8,300円、差額が470万。 この差は、大体どういう考えでこういうふうな形になったのかを、改めて説明してください。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	ほんと大変申し訳ないと思っております。 金額を誤って入れておりました。 積算段階で、エクセルの計算式の関係で、チェックをする中でミスが見られたというところでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	さすがにミスの範疇の金額ではないと思います。どう見ても1万、2万の話ではな

	<p>いですよ。</p> <p>本当にこれが出てこなかったら、どうしてもこの額、係る分についてお聞きする予定ではあったんですけども。</p> <p>単刀直入に聞くと、何を省いたんですか。何をしなくなったんですか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	やめたとかではなくて、積算上のミスでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>課長を追及して申し訳ないんですけども、積算の計算ミスでですね、どういう計算方法にしたらこの額が出てきたのか。566万8千円の額が出てきた積算の方法を教えてください。</p> <p>95万になった積算方法の、何の計算方法にミスがあったのか、そこの何にミスがあったのか伝わらないと、この額下がった部分に全く理解ができないんですけど。どの計算の、どの式の、どの項目にミスがあったのか、お尋ねします。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	数量計算の中での積算の、エクセル上の中の計算式のミスでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>エクセル上のミスだったとしても、この金額出てくる時点で絶対に気づくはずですよ。この場で申し上げにくいのであれば、全員協議会でも開いてご説明いただきたいんですけども。</p> <p>じゃないと、やはりこの額が出てきて、これ受け取ったのが一昨日ですよ。その2日間でこの額に変わってくるということ自体が、理解ができないんですよ。説明していただけないですか。</p> <p>議長に対しても、それを申し入れます。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>議員ご指摘のとおりですね、金額の変更、大きなものになっております。</p> <p>担当課長申し上げますように、エクセルの計算式等々のですね、計上の誤りだということでございます。</p> <p>金額が大きくなっている理由としましてはですね、エクセルの数値の誤りでございます。一部にですね、二重に計上になってあったり、そういった部分があったということで、私も聞いております。</p> <p>おっしゃるとおり大きな金額の誤りで、こういうことはあってはならないというふうに私も考えております。</p> <p>これについてはですね、今後このようなことがないようにですね、議員の皆様には資料をお渡しする際には、しっかり確認をした上でですね、お渡しをしたいというふうに考えております。誠に申し訳ございませんでした。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>反対の立場で討論させていただきます。</p> <p>さすがにやはり、エクセルのミスという部分だけでこういうことがあってはいけないと思います。ましてやその説明自体がですね、しっかりと行われぬ中、議案の審議が行われていることに対して、やはりもう少し議会という立場を考えていただかないといけないんじゃないでしょうか。</p>

	はい、出しました。数字違いました。申し訳ございませんと、そういうことでこういうふうな変更の契約があつてはならないと思うんですね。 そういう立場から反対をさせていただきます。
議長	賛成討論はありませんか。 4番 泉 守議員
4番	議案第22号「工事請負変更契約の締結について」 農家レストラン・農産加工施設新築工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東峰村条例第45号）第2条の規定により議会の議決を求めることに、賛成をいたします。
議長	他に討論ないですか。 ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決を行います。 議案第22号「工事請負変更契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第12	
議長	日程第12 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長
建設水道課長	9ページ目をお願いいたします。 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。 令和2年3月27日提出、東峰村長名でございます。 10ページ目をお願いいたします。 専決処分書 松ヶ平川河川災害復旧工事（第308号、第494号、第495号、第523号、第530号）の変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。 令和2年3月16日、東峰村長名でございます。 松ヶ平川河川災害復旧工事の変更契約について 地方自治法第96号第1項第9号により、議会議決を得た松ヶ平川河川災害復旧工事（第308号、第494号、第495号、第523号、第530号）の契約に対し、設計変更が生じ契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。 契約の変更内容 原契約金額 7,700万4千円 変更後の契約金額 8,194万8,500円 変更する額 494万4,500円の増額 6.42%の増です。 契約の相手方 福岡県三井郡大刀洗町大字富多1355-1 有限会社二ノ宮建設でございます。以上でございます。
議長	災害対策室長
災害対策室長	お手元に配布の、先ほどの裏面をご覧いただきたいと思います。

	<p>図面の中央下の赤い枠の部分が提案箇所の松ヶ平川でございます。古城原地区から杷木に抜ける杷木・宝珠山線に通る道路、及び平行に流れる松ヶ平川の工事現場でございます。</p> <p>こちらの変更理由といたしましては、その上の枠、308号から495号というふうに書いてございます。</p> <p>コンクリートブロック、当初設計908㎡が1,009㎡に101㎡増えております。こちらにつきましては、設計より根入れというか、岩着、基礎が、安定した地盤が深かったため、この面積の増となっております。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>専決第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>11ページ目をお願いいたします。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>令和2年3月27日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>12ページ目をお願いいたします。</p> <p>専決処分書</p> <p>宝珠山川河川災害復旧工事（第193号）の変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。</p> <p>令和2年3月16日、東峰村長名でございます。</p> <p>宝珠山川河川災害復旧工事（第193号）の変更契約について</p> <p>地方自治法第96号第1項第9号により、議会議決を得た宝珠山川河川災害復旧工事（第193号）の契約に対し、設計変更が生じ契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。</p> <p>契約の変更内容</p> <p>原契約金額 6,642万円</p> <p>変更後の契約金額 6,026万1,840円</p>

	<p>変更する額 615万8,160円減額 9.3%の減でございます。  契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山2327番地 有限会社 伊藤建設でございます。以上です。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>お手元配布の、今度は右上の位置となります。  こちらは宝珠山川上流部にあたりまして、今は取り壊されておりますが、福祉館跡地から上流に釜割橋、赤い橋の区間でございます。  こちらにつきましては、黒い枠の上段部分ですね、査定193号、宝珠山川、石積工、擁壁工、いずれも26㎡の減と19㎡の減。  こちらは先ほどの松ヶ平と逆の計上というか、岩掘削、基礎を掘ったところ早く岩盤が露出したため、面積が減ったことからの減額というふうになります。  先ほど補足が足りませんでした。いずれも国庫を伴うものでございまして、その増額、減額、国庫対象のものでございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。  承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」  これから、質疑を行います。  質疑はありませんか。  （質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  討論はありませんか。  （討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手でお願いします。  （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。  よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。  村長よりあいさつの申し出がっております。  これを許可いたします。  村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼申し上げます。  本日は、令和2年第2回東峰村議会臨時会を開催し、議員の皆様の慎重審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。  議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後も行政運営に活かしていく所存でございますので、今後とも議員各位のご理解とご協力をよろしく願います。  さて、令和元年度も残すところ4日となりましたが、これからは新型コロナウイルス感染症、日田彦山線復旧等々問題を解決しなければならないことがあります。先日の25日にはエフコープ生活協同組合と食料品や日用品のお買い物の環境に関することをはじめ、8項目の包括連携協定を締結し、買い物難民等の問題解決の取り組み</p>

	<p>みを行っていきたいと考えているところであります。</p> <p>新年度になりますと、入園式、入学式、消防団の入退団式など公式行事が予定されておりますので、議員各位におかれましてもお体をご自愛され、さらにご活躍いただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和2年第2回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時31分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>